相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市末広町一〇二番地、最後の住所岩手県花巻市城内一〇番二一号
被相続人　亡　松田　トシ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
岩手県花巻市上町五番二二号　はなまき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安部　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市閖上七丁目二番、最後の住所宮城県名取市閖上七丁目二番三七の一号
被相続人　亡　千田　照男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
事務所仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二号プレジデント一番町四〇二号小野寺信一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小野寺信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市閖上七丁目二番、最後の住所宮城県名取市閖上七丁目二番三七の一号
被相続人　亡　千田　信子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
事務所仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二号プレジデント一番町四〇二号小野寺信一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小野寺信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市閖上七丁目二番、最後の住所宮城県名取市閖上七丁目二番三七の一号
被相続人　亡　千田　雄司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
事務所仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二号プレジデント一番町四〇二号小野寺信一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小野寺信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市弁天町一丁目五番、最後の住所宮城県気仙沼市弁天町一丁目五番七号
被相続人　亡　櫻井　昌勝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
仙台市青葉区大町一丁目二番一号ライオンビル八階
相続財産管理人　弁護士　阿部　弘樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印西市若萩二丁目一七番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　加藤　芳之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
事務所千葉市中央区中央三―一七―二ライオンビル四階　千葉銀座法律事務所
相続財産管理人　弁護士　桜井　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区大久保二丁目一八番、最後の住所東京都新宿区大久保二丁目一八番一〇―一〇〇三号
被相続人　亡　下山　雪雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国立市東四丁目二〇番地の二四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　田中　貞
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区北品川二丁目四八番地、最後の住所東京都品川区北品川二丁目二七番一五号
被相続人　亡　安田　晶司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都江東区塩浜二丁目一四番一二号
被相続人　亡　姜　公二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
東京都港区西新橋一丁目五番一四号信栄堂ビル七階あきつ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥平　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区柏葉五四番地五、最後の住所横浜市中区柏葉五四番地の五
被相続人　亡　山崎　修
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
横浜市中区山下町二〇七関内ＪＳビル八階
相続財産管理人　弁護士　原田　雅紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市後河原六五番地一、最後の住所川崎市宮前区平二丁目一六番一〇―三〇四号
被相続人　亡　田中　謙治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
川崎市川崎区東田町六番地二　ミヤダイビル五階　ＳＫＹ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川村　宜禎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県丹生郡越前町米ノ第五二号二三番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　中西　治信
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月十一日
福井県福井市大手二丁目二〇番一二号大手ビル三階　相続財産管理人　井花　正伸